資料番号	2

令和８年 11 月 19 日
課　名　総務局税務課
担当者　課長　横山
内　線　２３１８
課　名　農林水産局森林保全課
担当者　課長　小谷
内　線　３６９３

次期ひろしまの森づくり事業に関する推進方針（案）及びひろしまの森づくり県民税について

１　要旨・目的

本年度で第４期（令和４年度～令和８年度）が終了するひろしまの森づくり事業について、その検証結果等を踏まえ、来年度以降も継続することとし、その財源であるひろしまの森づくり県民税の今後の方針を含めた次期推進方針案を整理したので報告する。

２　現状・背景

○　ひろしまの森づくり県民税は、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策の推進を図ることを目的として、平成 19 年４月に導入した。

○　その使途であるひろしまの森づくり事業は、実施期間を一期５年に区切り、事業の効果を検証するとともに、制度の在り方について見直しを行うこととしており、令和８年度が第４期の事業最終年度であり、税の課税期間も事業の実施期間にあわせ令和８年度までとしている。

３　概要

(1) 第４期の検証結果等

ア　課題

第４期に実施した事業の検証を行い、施策区分ごとに抽出した主な課題は次のとおりである。

区分	主な課題
人工林対策	森林の境界確認や所有者の所在等の確認が必要な人工林が増えており、間伐の実施面積が年々減少している。
里山林対策	里山林は樹種や成立本数など森林の状況が多様であり、伐採等の施業に手間やコストがかかっていることから、整備目的に応じた施業方法の確立が求められている。
森林資源の利用促進	住宅分野において、木材生産量が増加している県産ヒノキの利用が広がっていないなど、変化する木材生産量に応じた安定的な需要確保が求められている。
県民理解の促進	ひろしまの森づくり県民税の取組が浅い認知にとどまっており、森林・林業体験活動の開催件数や参加人数が減少傾向にある。

イ　森林を取り巻く環境の変化

○　人口減少により、林業・森林保全活動の担い手不足や、森林所有者の世代交代等による森林整備の同意取得や境界確認の困難化が懸念される。

○　近年の気候変動の影響に伴う大雨の激化・頻発化により、全国各地で山地災害が発生しており、森林整備や治山対策の強化に対する社会的要請が高まっている。

○　依然として手入れ不足の人工林が存在しており、また、放置された里山林においては地域住民等への影響が拡大している。

ウ　県民アンケート調査結果

○　令和８年１～２月に、県内に居住する 18 歳以上の男女 2,000 人（回答 795 人）、法人 500 社（回答 222 社）を対象にアンケート調査を実施した。

○　ひろしまの森づくり県民税の継続については、回答した個人のうち約９割、法人の約８割が継続に賛成であった。

○　継続する場合の期間と税率については、個人・法人ともに、期間は６割以上が現行の５年間以上、税率は約７割が現行の税率（個人：年 500 円、法人：均等割額の５％）以上と回答した。

エ　有識者（広島県森林審議会委員）への意見聴取

○　令和８年 10 月に、学識経験者、消費者代表、業界団体代表、公認会計士、市町代表で構成されている広島県森林審議会委員に対して意見を聴取した。（詳細は別紙のとおり）

○　ひろしまの森づくり事業の継続については、11 名の委員全員が継続に賛成であった。

(2) 次期推進方針（案）

ア　ひろしまの森づくり事業

○　第４期の検証結果における課題や森林を取り巻く環境の変化などに適切に対応し、将来にわたって森林の公益的機能を維持・発揮させるためには、来年度以降も事業を継続する必要があり、次期（第５期）事業は、次の方針に基づき継続して取り組んでいくこととする。

○　各取組の所要額は、県民アンケート調査結果を踏まえて実施期間を５年間（令和９年度～令和 13 年度）に設定したうえで、これまでの実績等を勘案すると 45 億円となる。

目指す姿	区分	取組の方針	取組のポイント	所要額
森林の有する公益的機能の維持・発揮（多様なつながりで地域を守る県民主体の森づくりの推進）	人工林対策	➢手入れ不足の人工林のうち、荒廃すると山地災害の発生など県民生活への影響が大きい森林の整備を推進 ➢森林境界の明確化や森林所有者等の探索・交渉など、施業に向けた手続きを円滑化	➢県民生活への影響が大きい人工林を優先して間伐を実施 ➢リモートセンシング技術等を活用した森林境界の明確化等を支援【拡充】	15 億円
	里山林対策	➢民家や農地などの保全対象を勘案し、県民生活への影響が大きい里山林を優先して整備を推進 ➢目的に応じた里山林の整備方法を普及 ➢里山林保全活動団体の活動エリアの拡大や技術向上を支援	➢保全対象の林縁や山地災害危険地区など、里山林の範囲を絞り込んで整備【重点】 ➢里山林整備ガイドラインの提示により、目的に応じた施業を推進【新規】 ➢里山林保全活動団体間の意見交換会等の開催支援を通じて、県内各地域へ活動を波及【拡充】	24 億円
	森林資源の利用促進	➢木造建築物における県産材利用を通じ、森林の適正管理と森林整備を推進 ➢変化する木材生産量に応じた県産材の需要を安定的に確保する仕組みを構築	➢県産材の利用を促進することにより、地域の森林保全に貢献 ➢県産材の生産状況に応じた需要の確保を図るため、住宅分野における県産材利用を支援	３億円
	県民理解の促進	➢森づくり事業などに対する県民のより深い認知や、体験活動への参加などの段階的な行動変容を促進 ➢森づくりに係る体験学習等の魅力向上と取組の拡大を推進	➢森林・林業体験活動の取組紹介、開催案内など、県民の参加を促す広報を展開 ➢体験活動実施団体間の意見交換会や指導者の育成への支援により活動を活発化【新規】	３億円

イ　ひろしまの森づくり県民税

○　引き続き事業を推進するための財源を安定的に確保するため、事業期間にあわせ課税期間を５年間（令和９年度～令和 13 年度）延長する。

○　税率は、第５期事業の所要額（45 億円）と同程度の税収が確保できる現行の税率とする。

【参考】現行制度の概要

■ 課税方式及び税率

個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式

・個人の場合：年間 500 円（個人県民税均等割額に加算）

・法人の場合：法人県民税均等割額の５％相当額（年 1,000 円～40,000 円）

■ 税収

第４期（令和４年度～令和８年度）の５年間で約 45 億円の見込（年８～９億円）

（単位：百万円）

区分	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （当初予算）
個人	701	701	707	715	721
法人	185	183	186	186	184
計	886	884	893	901	905

４　今後のスケジュール（案）

年月日	実施事項
令和８年 12 月１日	ＤＸ推進・行財政対策特別委員会にて説明
令和８年 12 月～令和９年１月	パブリックコメント（意見募集）
令和９年２月	・　パブリックコメントの結果の公表 ・　ひろしまの森づくり県民税条例の改正案を令和９年２月定例会に提案

（別紙）

有識者（広島県森林審議会委員）からの意見

1　意見確認期間

令和８年 10 月 13 日（火）～令和８年 10 月 23 日（金）

2　委員名簿（五十音順）

氏　　名	所　　属	氏　　名	所　　属
石原 敬史	広島森林管理署長	竹内 徳將	(一社)広島県木材組合連合会会長
一場 未帆	（有）一場木工所代表取締役	堀川 智子	中国木材（株）相談役
入江 嘉則	神石高原町長	正本　大	みずえ緑地株式会社代表取締役
大内 佳子	広島県生活協同組合連合会理事	村田 和賀代	県立広島大学准教授
加藤 誠章	福山市立大学教授	山之内 暁子	山之内公認会計士事務所
小林 秀矩	広島県森林組合連合会代表理事会長	（計 11 名）	

3　各委員の意見及びその対応

11 名の委員全員が、ひろしまの森づくり事業の継続について「異議なし」としており、主な意見は次のとおりであった。

	意見（抜粋）	対応	関連頁
人工林対策	・ 残っている「手入れ不足の人工林」の施業が困難であることは理解できる。施業可能な森林を確実に管理し、そうでない森林は針広混交林等へ誘導する必要がある。	施業条件の悪い人工林については、針広混交林など階層構造の発達した森林へ誘導する方針とする。	16
里山林対策	・ 鳥獣被害防止など施業の目標を明確化し、長期的に管理することが重要であり、併せて、今後の人口減少に鑑み、定期的な手入れが不要となる対策を模索してもらいたい。	施業の目的に応じ、その後の維持管理を含む適切な里山林整備のガイドラインを提案する方針とする。	17 18
森林資源の利用促進	・ 県産材の生産量はヒノキの割合が増加するなど変化してきているため、今後の木材生産状況に応じた取組を行ってもらいたい。	県産材の生産量に応じた木造建築物の需要確保を図るよう取り組む方針とする。	19
県民理解の促進	・ 災害などと絡めて森林の重要性を説明するなど、県民に森づくりを自分ごととして考えてもらうことが重要。 ・ 県民認知度については、一定以上の理解を得ることは困難だが、事業の継続と改善をしていくことで、理解者を増やしていくことが必要。 ・ 森林体験活動への参加を一層促し、さらに、その中からボランティア活動に発展する人材の確保につなげていき、人工林も里山林も整備を加速させてもらいたい。 ・ 子どもたちが木に触れ、森林に関心を持つような取組が重要であり、これを進めることで、森林整備の理解者や森づくりの応援団をつくってもらいたい。	森づくりに対する県民のより深い認知度向上、さらには体験活動へ参加するなどの段階的な行動変容を促す方針とする。	20
推進方針全般	・ 森づくり事業は、県民から非常に喜ばれ、期待されているとともに、公共に資する事業であることから、無駄のないよう、継続してもらいたい。 ・ ほとんどの府県で同種・同程度の制度が導入されていることや、県民の理解も得られていることから、制度を継続することで問題ないと思われる。	ひろしまの森づくり事業を次期（令和９～13 年度）も継続する方針とする。	13

現計画

第４期ひろしまの森づくり事業の検証（令和４年度～令和８年度）

目的概要

森林を県民共有の財産として守り育て、健全な状態で次の世代へ引き継いでいく。「ひろしまの森づくり県民税（平成19年創設）」を広く県民の皆様にご負担いただき、「ひろしまの森づくり事業」により人工林の間伐や里山林の整備を実施。総額45億円を運用し、災害を防ぐための森林の整備など、私たちの暮らしの環境づくりに役立てている。

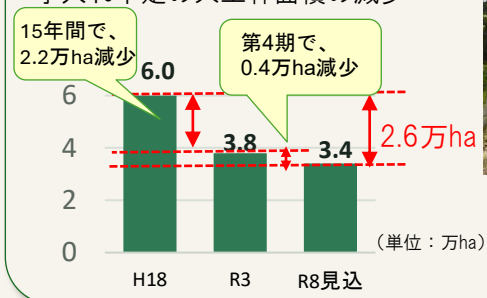
目指す姿　森林の有する公益的機能の維持・発揮

人工林対策　実施額：15億円（見込）

成果
- 20年間で2.6万haの人工林の手入れ不足を解消
- 間伐による洪水緩和などの効果額は、投入額の4.9倍

課題
- 依然として、手入れ不足の人工林が多く存在
- 森林境界・所有者の確認が必要な人工林が増加

手入れ不足の人工林面積の減少




下草の生えた健全な人工林

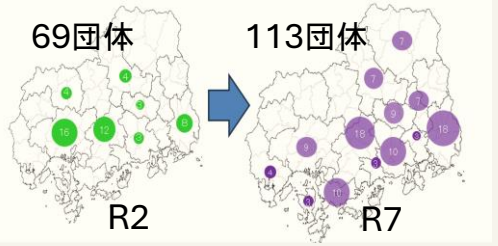
里山林対策　実施額：23億円（見込）

成果
- 鳥獣被害防止するためなどの里山林整備を641ha実施
- 里山林保全活動団体が増加。放置林の整理などが進む。

課題
- 広く分布する里山林全てを管理することは困難
- 整備目的に応じた施業方法の確立が必要


鳥獣対策バッファゾーン

里山林保全活動団体の増加と広がり



実施期間：令和４～８年度　県民税：個人 500円
5年間総額：約45億円（見込）（年間）　法人 均等割額の5%

森林資源の利用促進　実施額：4億円（見込）

成果
- 住宅での県産材利用が拡大

課題
県産ヒノキの利用が広がっていない。

県産材の利用量の推移



県民理解の促進　実施額：4億円（見込）

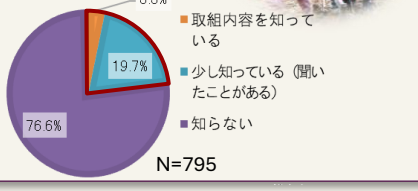
成果
- 森林・林業体験活動が活発化
- 税の取組認知度は23.0%に上昇

課題
浅い認知にとどまり、県民の行動変容に至っていない

親子での植樹体験

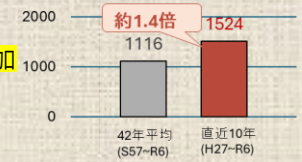


■県民アンケート　取組認知度の内訳

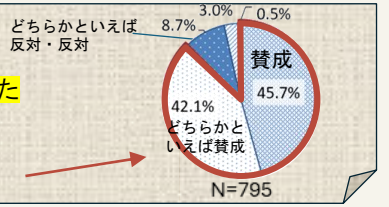


社会情勢の変化
- 大雨の激化や頻発化による山地災害の増加
- 地球温暖化問題への認識の高まり
- 人口減少及び少子高齢化

全国の土砂災害の年間発生件数



県民アンケートの結果
- 土砂崩れなどの山地災害の軽減を目的とした森林整備に力を入れてもらいたい　80%
- 県内の森は荒れていると感じる　51%
- 県民税の継続について賛成　88%



有識者（※）の意見：上記検証を踏まえ、今後も事業の継続が必要

※広島県森林審議会委員

次期計画

第５期ひろしまの森づくり事業推進方針（令和９年度～令和13年度）

多様なつながりで地域を守る県民主体の森づくりの推進

有識者（※）の意見：多くの県民がその使途に期待していることから、各施策の課題解決に取り組みつつ、無駄のないよう事業を継続されたい。

※広島県森林審議会委員

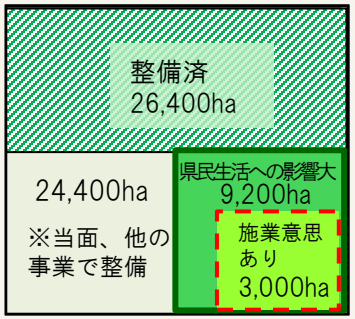
第５期は、第４期の課題に対応した４施策の「取組のポイント」に重点を置き、事業効果の向上を図る。（☞新しい取組）

目指す姿　森林の有する公益的機能の維持・発揮

人工林対策　所要額：15億円（見込）

取組のポイント
- 県民生活への影響が大きい人工林を優先して間伐
- ☞ リモートセンシング等を活用した施業候補地や森林境界の明確化【拡充】

●影響が大きい人工林を優先整備



手入れ不足の人工林3.4万ha

●リモートセンシングデータによる境界確認

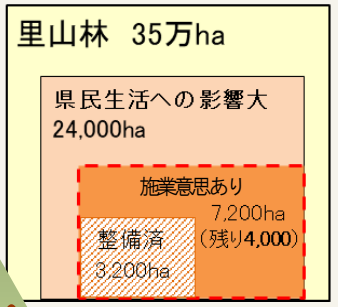


写真：画像による境界確定（国土交通省）

里山林対策　所要額：24億円（見込）

取組のポイント
- 県民生活への影響が大きい里山林を絞り込んで整備【重点】
- ☞ 整備目的ごとに県が示すガイドラインに基づく施業に誘導【新規】

●範囲を絞った整備



●目的に応じた里山林整備



整備目的
- 山地災害防止
- 保健休養
- 鳥獣被害対策
- 森林病害虫対策
- 危険木伐採
- 伐採木の活用　など

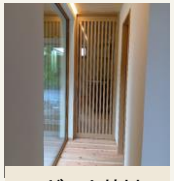
森林資源の利用促進　所要額：3億円（見込）

取組のポイント
- 県産材の生産状況に応じた需要の確保を図るため、住宅分野における県産材利用を支援

● 県産材の利用促進事例


ヒノキの柱材


スギの外装材


スギの内装材

県民理解の促進　所要額：3億円（見込）

取組のポイント
- 体験活動への参加など、県民の行動変容を促す取組を推進
- ☞ 活動団体間の意見交換や指導者の育成による活動の活発化【新規】

● 指導者の交流



● 活動内容の発信・イベント告知



人工林対策



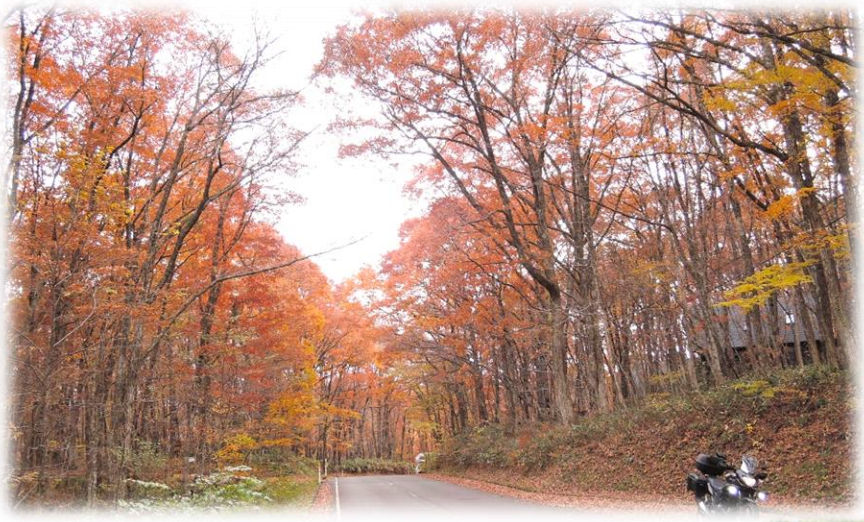
森林資源の利用促進



第５期（令和９年度～令和13年度）

ひろしまの森づくり事業に関する推進方針（案）

里山林対策



令和８年11月
広　　島　　県



県民理解の促進



目　次

第１章　総論…… 2

第２章　第４期の検証結果について…… 3

第３章　森林を取り巻く環境の変化について…… 4
　社会情勢の変化…… 4
　森林状況の変化…… 6
　ひろしまの森づくり県民税と森林環境譲与税の活用…… 7

第４章　県民アンケート調査結果について…… 8
　県民の意見…… 8
　法人の意見…… 9

第５章　森林・林業施策の基本方針について…… 10
　２０３０広島県農林水産業アクションプログラム…… 10
　本県の森林・林業施策の体系図…… 11

第６章　第４期の課題への対応について…… 12
　課題解決に向けた対応方針…… 12
　今後の必要な取組等…… 13

第７章　ひろしまの森づくり県民税について…… 14

第８章　次期（第５期）における推進方針について…… 15
　取組の方針…… 15
　具体的な取組内容…… 16
　　Ⅰ 人工林対策…… 16
　　Ⅱ 里山林対策…… 17
　　Ⅲ 森林資源の利用促進…… 19
　　Ⅳ 県民理解の促進…… 20
　事業名一覧…… 21

参　考　他府県の独自課税の状況について…… 22



第１章　総　論

広島県では、森林を県民共有の財産として守り育て、健全な状態で次の世代へ引き継いでいくことを目的として、平成19年４月１日に「ひろしまの森づくり県民税」を創設し、これを財源として、県民の理解と参加を得ながら森林の整備や保全活動を行う「ひろしまの森づくり事業」に取り組んでいます。

本事業は、実施期間を一期５年間に区切り、事業の効果を検証し、制度の在り方について見直すこととしていることから、令和４年度から令和８年度までの５年間に実施した、第４期ひろしまの森づくり事業における取組の検証結果や、森林に関わる社会情勢の変化、県民の意見などを踏まえ、今後の必要性などについて検討しました。

その結果、近年の気候変動による自然災害リスクが高まる中、山地災害の発生など、荒廃すると県民生活に悪影響を及ぼす可能性のある森林は依然として多く存在しており、県民アンケートにおいても、本事業の継続に９割が賛成し、災害の軽減等に資する森林整備を進める必要があるとの意見が多数となっています。

また、県全域において、統一的な方針のもと、手入れ不足や放置された森林の計画的な整備を推進できるのは本事業のみであり、将来にわたって森林の持つ公益的機能を維持・発揮させるためには、令和９年度以降についても、「ひろしまの森づくり事業」を継続するとともに、その財源として「ひろしまの森づくり県民税」を延長することが必要と判断し、第５期となる「ひろしまの森づくり事業に関する推進方針」を策定しました。

第５期では、「多様なつながりで地域を守る県民主体の森づくりの推進」を掲げ、これまでの取組で生じた課題に対応しつつ、荒廃すると県民生活への影響が大きくなる人工林や里山林を集中的に整備するとともに、森林整備を促す県産材の利用や、森づくりに対する県民のより深い認知の促進を目指して、次の４つの施策方針を柱とし、引き続き森づくり県民税を活用した事業に取り組んでいきます。

【第５期ひろしまの森づくり事業　４つの施策方針と取組の概要】

森林の有する公益的機能の維持・発揮
（多様なつながりで地域を守る県民主体の森づくりの推進）

Ⅰ　人工林対策
手入れ不足の人工林のうち、荒廃すると山地災害の発生など県民生活への影響が大きい森林の間伐を実施します。

Ⅱ　里山林対策
民家や農地などの保全対象の有無を勘案し、県民生活への影響が大きい里山林を優先して、目的に応じた計画的かつ効果的な整備を推進します。

Ⅲ　森林資源の利用促進
木造建築物における県産材利用を通じた森林資源の循環利用を促進し、森林の適正管理と森林整備を推進します。

Ⅳ　県民理解の促進
森づくりに事業などに対する県民のより深い認知や、体験活動への参加などの段階的な行動変容を促します。

第２章　第４期の検証結果について

第４期に実施した事業について、施策区分ごとに評価し、制度の在り方の検討に必要となる成果と課題を次のとおり抽出しました。

- 「人工林対策」では、荒廃すると県民生活への影響が大きい人工林の間伐が進んだ一方、森林の境界確認や所有者の所在等の確認が必要な人工林が増えており、間伐の実施面積が年々減少している。
- 「里山林対策」では、地域課題の解決に資する里山林の整備や、地域住民団体等による森林保全活動が促進された一方、整備目的に応じた施業方法の確立や整備後の管理体制の維持に課題が生じている。
- その他の施策区分については、「森林資源の利用促進」では県産ヒノキの安定的な需要を確保することや、「県民理解の促進」ではひろしまの森づくり県民税の取組が浅い認知にとどまっていること、少子化などに起因して森林・林業体験活動の開催件数や参加人数が減少傾向にあることなどが課題としてあげられる。

第４期計画		主な成果	主な課題
森林の有する公益的機能の維持・発揮（地域の暮らしを守る県民参加の森づくりの推進）	Ⅰ 人工林対策	○ 荒廃すると県民生活への影響が大きい人工林約1.2万haのうち、４年間で2,247haの間伐を実施し、手入れ不足を解消した。	➢ 依然として県民生活への影響が大きい手入れ不足の人工林が多く存在している。 ➢ 森林の境界確認や所有者の所在等の確認が必要な人工林が増えており、間伐の実施面積が年々減少している。
	Ⅱ 里山林対策	○ 山地防災や鳥獣被害防止など地域課題の解決に資する里山林の整備を推進し、４年間の整備実績は641haとなった。 ○ 各地域での課題解決のための里山林整備の取組により、一部の地域で効果的・効率的な整備のノウハウが蓄積され、周辺地域にも取組が波及した。 ○ 里山林保全活動団体の設立・活動への支援等により、里山林を活用しながら管理する団体数は、令和２年度の69団体から令和７年度には113団体となった。	➢ 里山林は県内に約35万haと広く分布しており、全てを適切に管理することは困難となっている。 ➢ 里山林は樹種や成立本数など森林の状況が多様であり、伐採等の施業に手間やコストがかかっていることから、整備目的に応じた施業方法の確立が求められている。 ➢ 特に中山間地域において、過疎化や高齢化などにより地域住民団体の活動が停滞し、森林整備後の里山林の保全・管理体制の維持に懸念が生じている。
	Ⅲ 森林資源の利用促進	○ 住宅建築事業者による県産材を利用した標準仕様の設定や製材工場との安定供給協定の締結など、県産材供給の仕組みを取り入れた県産材の利用が拡大した。 ○ 県産材の利用拡大により、地域の森林保全と環境負荷の軽減につながった。	➢ 住宅分野において、県産スギについては梁・桁、柱としての利用が増えつつあるものの、県内における木材生産量が増加している県産ヒノキについては土台以外への利用が広がっていないなど、変化する木材生産量に応じた安定的な需要確保が課題である。
	Ⅳ 県民理解の促進	○ ひろしまの森づくり県民税を活用した取組内容等の認知度（取組認知度）は、令和２年度の55%から令和７年度には230%に上昇した。 ○ 県民の森林に対する関心は高く、森林・林業体験活動の開催件数も第３期と比べて増加しており、関心形成につながっている。	➢ これまでの広報活動により、「ひろしまの森づくり県民税」や「ひろしまの森づくり事業」のことを少し知っている層は増えたものの、一時的な認知や浅い認知にとどまっており、取組認知度は横這いで推移している。 ➢ 第４期の４年間では、森林・林業体験活動の開催件数及び参加人数は、少子化や夏の酷暑などの気象条件等により減少傾向にある。

社会情勢の変化

➢ 人口減少及び少子・高齢化

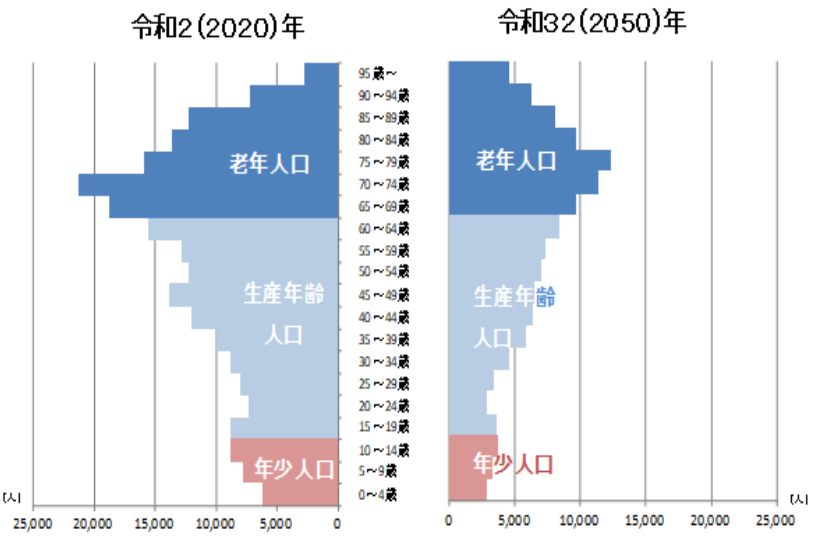
今後、生産年齢人口（15歳～64歳）は減少すると見込まれており、特に中山間地域においては人口減少が顕著となることから、林業や森林保全活動の担い手不足のほか、不在村森林所有者の増加や世代交代の進行により、森林整備に係る同意取得や境界確認が更に困難になることが懸念されます。

【年齢（３区分別）人口の将来推計（全域中山間市町※）】

（単位：人、％）

項目	R２ （2020）	R32 （2050）	差　引 （R32-R2）	増減率
老年人口 （65歳以上）	92,004	62,242	▲ 29,762	（▲ 32.3）
生産年齢人口 （15～64歳）	109,629	56,053	▲ 53,576	（▲ 48.9）
年少人口 （0～14歳）	22,750	10,018	▲ 12,732	（▲ 56.0）
合　計	224,383	128,313	▲ 96,070	（▲ 42.8）

※　府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町（５市５町）



※　第Ⅲ期広島県中山間地域振興計画より抜粋

地域で守られてきた里山の情景





➢ 自然災害リスクの高まり

近年、気候変動の影響に伴う大雨の激化・頻発化により、全国各地で山地災害が発生しており、森林の防災・保水機能を発揮させるため、森林整備や治山対策の強化に対する社会的要請が高まっています。

また、大規模な林野火災も多発しており、令和７年２月に岩手県大船渡市において発生した大規模な林野火災を受け、林野火災予防の実効性を高めるため、令和８年１月以降、全国の自治体で林野火災に関する注意報・警報の運用が開始されています。

高速道路に流入した土石流（H30年災）



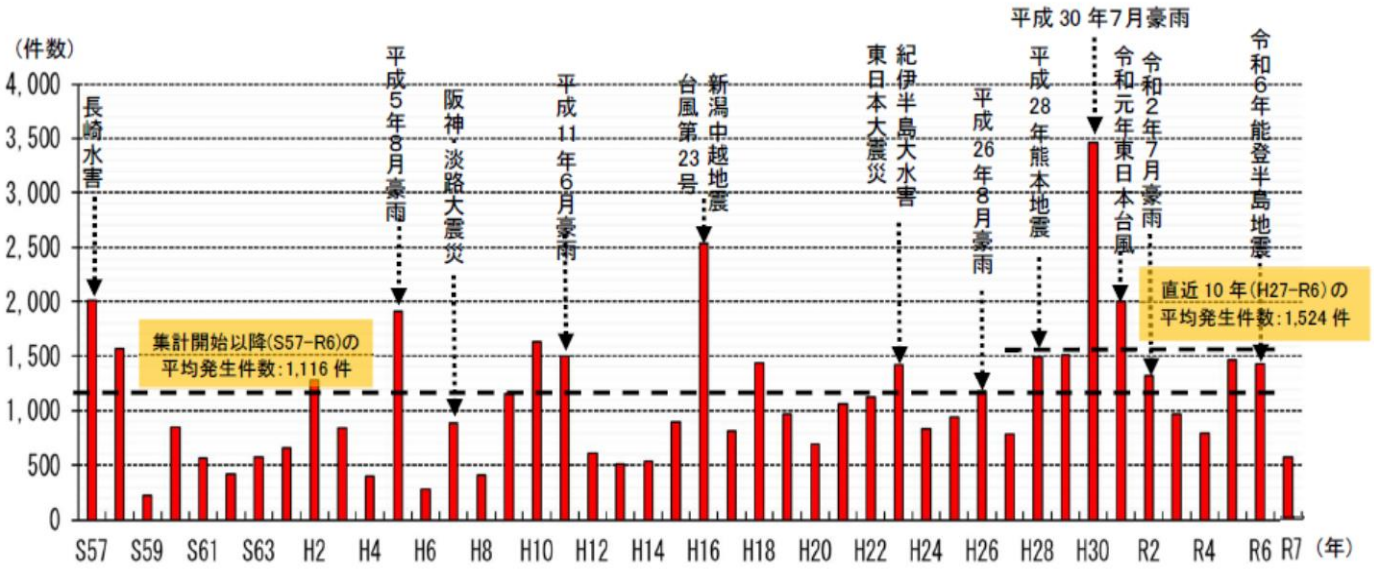


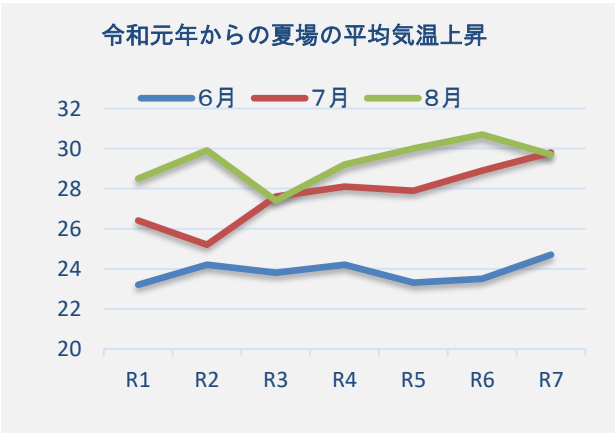
図. 土砂災害発生件数の推移（S57～R7）

※　国土交通省報道発表資料より

➢ 地球温暖化問題への認識の高まり

地球温暖化対策として、温室効果ガスの吸収源である森林の重要性が国際的に高まっています。国においては、2050年ネット・ゼロの実現に向けた目標として、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年からそれぞれ60%、73%削減することを目指しています。

また、本県においても、第６次広島県環境基本計画の中で、広島型カーボンサイクル構築に向けた取組として、森林吸収源対策を推進しています。



（気象庁ホームページより:観測地点　広島市）

森林状況の変化

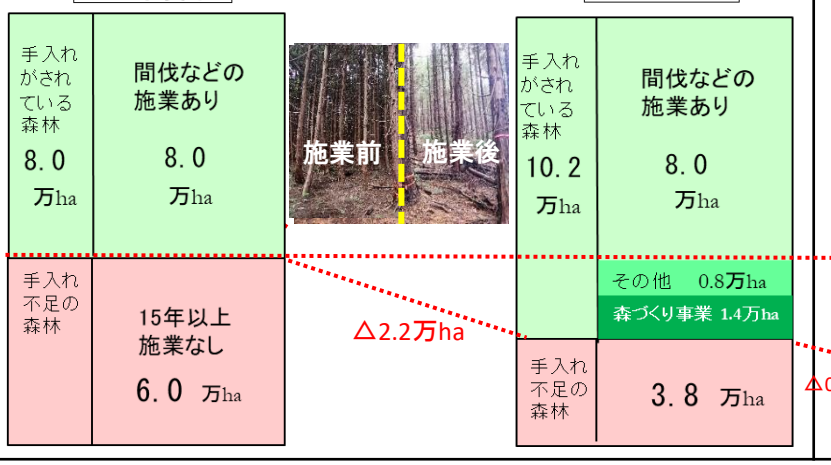
➢ 手入れ不足の人工林の推移

手入れ不足の人工林は、ひろしまの森づくり事業の開始前（平成18年度末）には６万haありましたが、ひろしまの森づくり事業やその他の事業により令和８年度末までに2.6万haが解消される見込みです。

しかし、依然として約3.4万haの手入れ不足の人工林が存在しており、公益的機能の維持・発揮に向けて早期に整備する必要がありますが、森林の境界確認や所有者の所在等の確認が必要な森林が増えており、整備実施を停滞させる要因となっています。

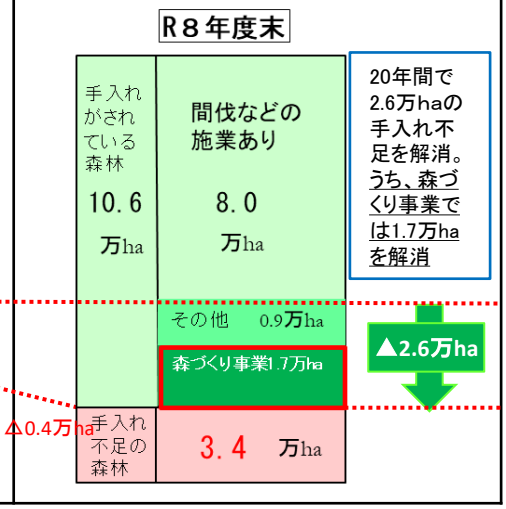
第１～３期（H19～R3）

- 手入れ不足の人工林の解消を進めるために「森づくり県民税」を創設。
- 第３期からは、人家等に近く、かつ30度以上の急傾斜で危険性の高い人工林を集中的に間伐。
- 手入れ不足の人工林は、R３年度末には3.8万haに減少。



第４期（R4～R8）

- H30.7月豪雨災害の実態調査を受け、20～30度の傾斜を加えた人工林でも間伐を実施。
- 手入れ不足の人工林は、R８年度末には3.4万haに減少見込み。



➢ 放置された里山林における影響の拡大

従来、人との関わりにより成立してきた里山においても、人工林と同様、手入れされずに放置されるようになり、松枯れや風倒木の放置、竹林の侵入、藪化の進行などが県内全域で見受けられています。

燃料革命以降、薪炭などへの利用が減り、人の手が入らなくなった里山林では、昔から維持されてきた景観が損なわれるだけでなく、高齢化した木がナラ枯れなどの病害虫被害を受けやすくなったり、枯損による倒木が人家や公共施設などに被害を及ぼしたりする危険性も高まっています。また、藪化した里山林は野生鳥獣の隠れ場所になることから、農地等に野生鳥獣が出没しやすい環境を作ってしまうことになります。

倒木などで荒れた林内



夜中出没するイノシシ



ひろしまの森づくり県民税と森林環境譲与税の活用

➢ 森林環境税及び森林環境譲与税の趣旨と仕組み

森林環境税及び森林環境譲与税は、パリ協定での温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国が平成31年３月に創設した制度です。森林環境税は、国税として１人年額 1,000 円を市町村が賦課徴収しているものであり、森林環境譲与税は、市町村による森林整備の財源として、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による基準で按分して譲与されています。

➢ 森林環境譲与税の使途

森林環境譲与税は、市町による森林整備のほか、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発など、各市町の森林・林業施策の促進を図るために活用されており、県は、これらの取組を行う市町の支援等に関する取組に活用しています。

➢ ひろしまの森づくり県民税と森林環境譲与税

近年の気候変動による自然災害リスクが高まる中、災害等の軽減に資する森林整備への要望は県内で増加しており、両税を財源として活用することが不可欠となっています。両税は、森林の公益的機能の維持発揮という共通した使途の目的を有しますが、ひろしまの森づくり県民税は、県土保全など、「県全域での統一的な施策を展開」するものとして「県民主体の森づくり」を推進し、森林環境譲与税は、市町の財源であることから、「市町の状況に応じた施策を展開」するものとして「市町主体の森林管理」を推進することとしています。

適正な森林管理による公益的機能の維持発揮に向け、両税を車の両輪として、適切な役割分担を図りながら、各種取組を実施していきます。

【ひろしまの森づくり県民税と森林環境譲与税の使途区分における基本的な考え方】

適正な森林管理による公益的機能の維持・発揮

“県全域での統一的な”施策を展開（県民主体の森づくりを推進）

“市町の状況に応じた”施策を展開（市町主体の森林管理を推進）

区分	主体	ひろしまの森づくり県民税	森林環境譲与税	主体
森林整備	森林所有者・地域住民	**〇所有者の施業意思がある森林の整備** （林業経営が困難な森林が対象） ・手入れ不足の人工林の間伐 ・山地防災や鳥獣被害防止、環境保全等のための里山林整備	**〇所有者の施業意思がない森林の整備** ・森林経営管理制度(※)による森林整備 （所有者の探索・意向調査、森林境界の確定等を含む） ・その他市町の方針に沿った森林整備	市町による公的管理
人材育成	県民・ボランティア	**〇ボランティアや地域の森林管理団体の育成活動を支援** ・森林保全活動や人材育成への支援	**〇市町が推進する森林整備の担い手（林業経営体等）の育成** ・林業従事者の確保・育成への支援	市町
木材利用	県民	**〇住宅等の県産材利用による森林資源の利用促進** ・住宅・民間施設の県産材利用	**〇公共建築物等の木材利用を通じた普及啓発** ・市町管理の公共施設の県産材利用	市町
普及啓発	県	**〇県民に対して、森林・林業の体験活動や理解促進を支援** ・県民税の使途や森林整備の効果等に対する県民の理解を促進	**〇森林環境譲与税の使途について公表** ・譲与税の使途や森林整備の効果等に対する市町民の理解を促進	市町

（※）「森林経営管理制度」：森林所有者自らが森林を経営管理できない場合に、市町が仲介役となり所有者と林業経営者をつなぎ、併せて所有者不明森林にも対応する仕組み。

第４章　県民アンケート調査結果について

今回の見直しを行うにあたって、県民の皆様の意見を反映するために「令和７年度ひろしまの森づくり県民アンケート調査」を令和８年１～２月にかけて実施しました。

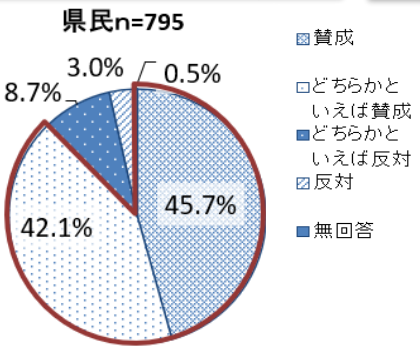
県民（県内に居住する18歳以上の男女）2,000人（回答795人）、法人500社（回答222社）を無作為抽出、森林・林業関係団体530団体（回答393団体）、23市町を有意抽出しました。

県民の意見

県民におけるアンケート結果は次のとおりです（回答795人）。

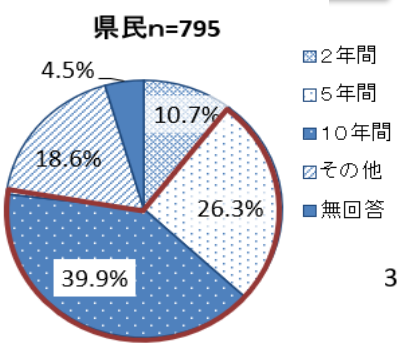
- ひろしまの森づくり県民税の継続の可否等について県民アンケートを実施したところ、県民の９割が継続に賛成
- 継続の場合の期間は、県民の７割が５年間以上と回答
- 継続の場合の税額は、現行の500円が最多の５割、７割が現行以上と回答

○制度の継続の賛否



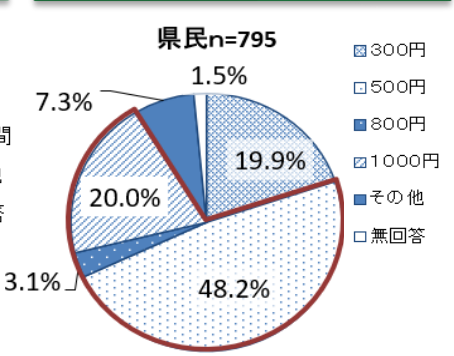
９割が継続に賛成

○制度を継続する場合の期間



７割が現行（５年間）以上と回答

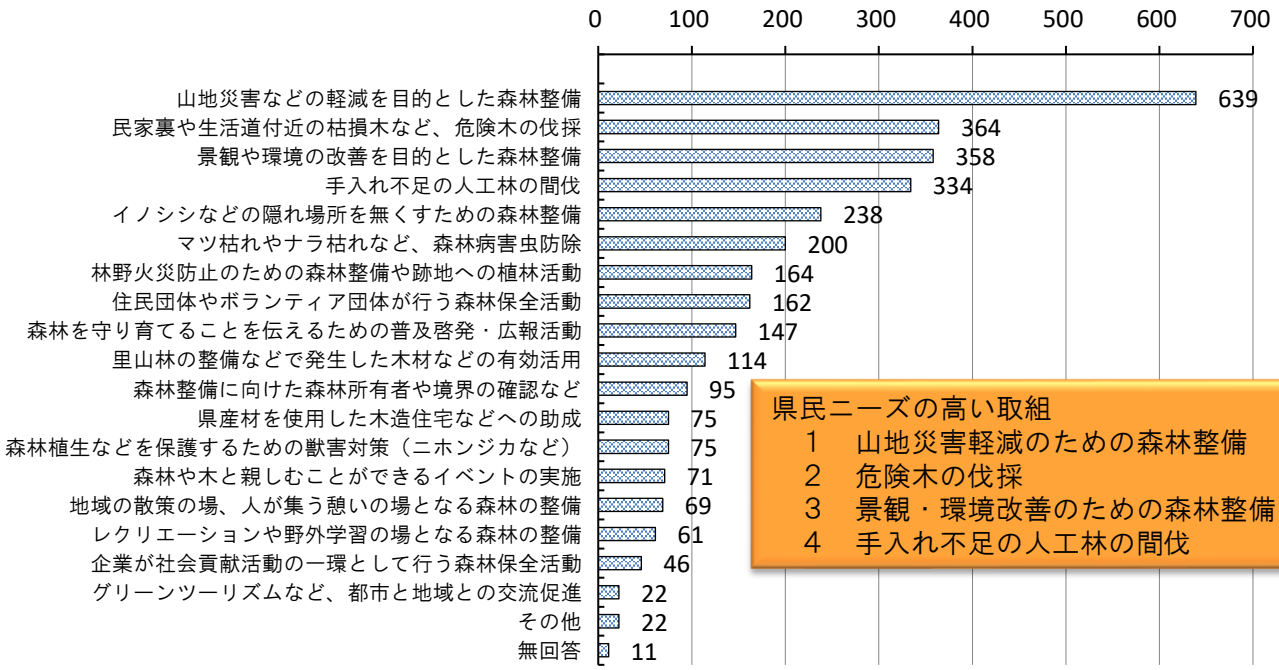
○制度を継続する場合の税額



７割が現行（500円）以上と回答

○県民税の使途

今後、どのような支援に力をいれるべきか（県民ｎ＝795　※複数回答可）



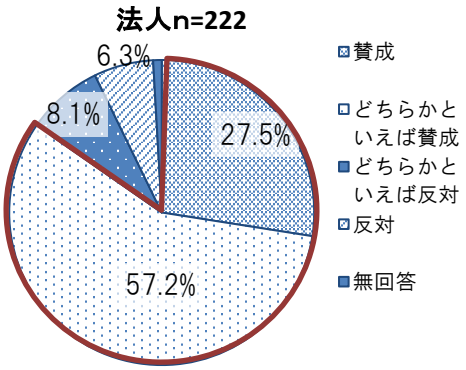
県民ニーズの高い取組
1　山地災害軽減のための森林整備
2　危険木の伐採
3　景観・環境改善のための森林整備
4　手入れ不足の人工林の間伐

法人の意見

法人におけるアンケート結果は次のとおりです（回答222社）。

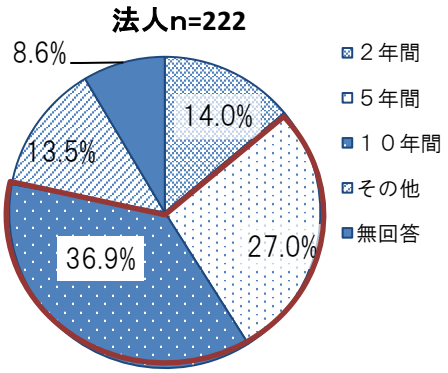
- ひろしまの森づくり県民税の継続の可否等について県民アンケートを実施したところ、法人の８割が継続に賛成
- 継続の場合の期間は、法人の６割が５年間以上と回答
- 継続の場合の税率は、７割が現行以上（均等割額の５％）と回答

○制度の継続の賛否



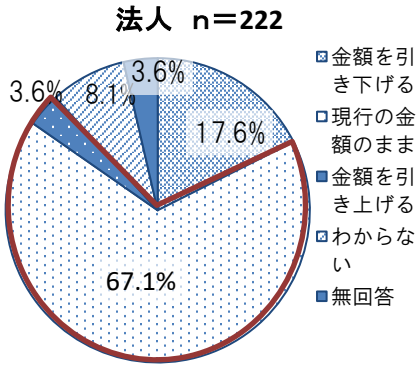
８割が継続に賛成

○制度を継続する場合の期間



６割が現行（５年間）以上と回答

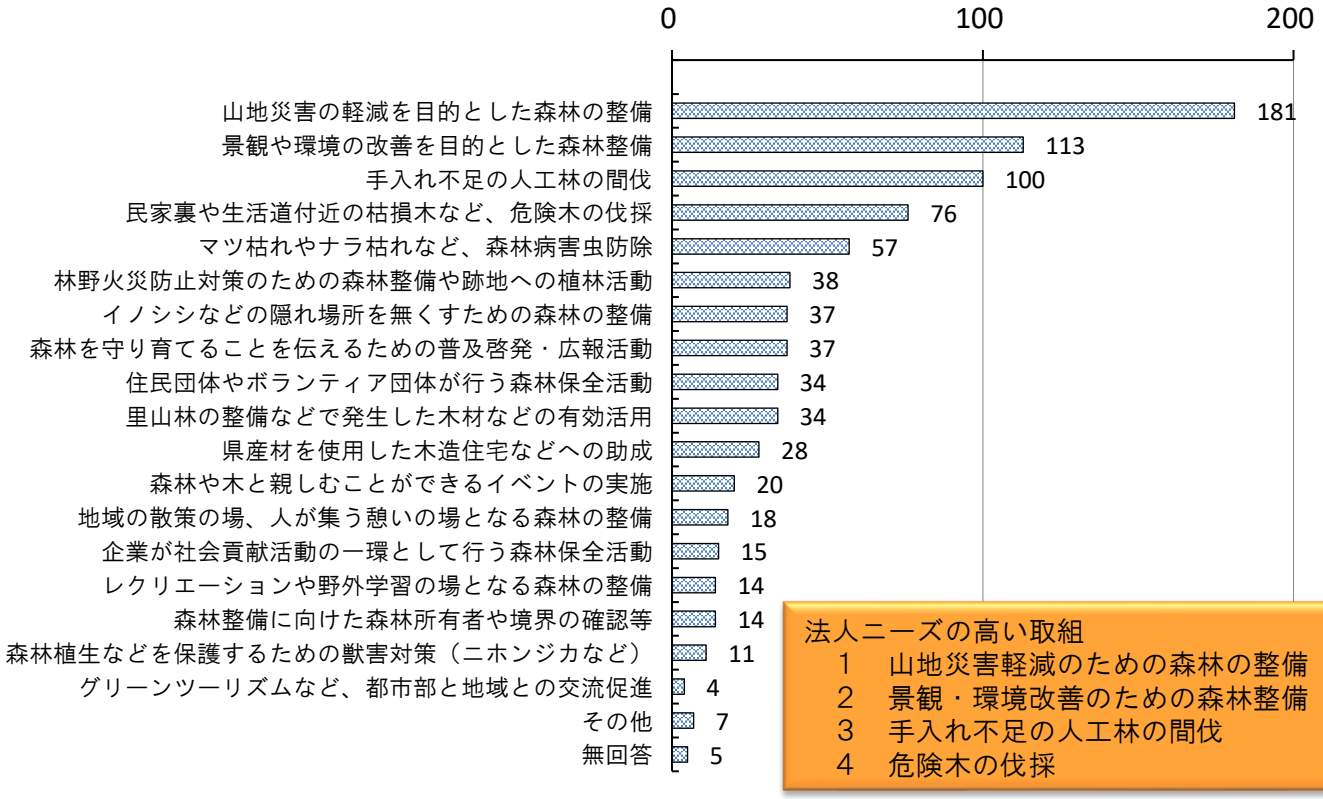
○制度を継続する場合の税額



７割が現行（5%）以上と回答

○県民税の使途

今後、どのような支援に力をいれるべきか（法人ｎ＝222　※複数回答可）



法人ニーズの高い取組
1　山地災害軽減のための森林の整備
2　景観・環境改善のための森林整備
3　手入れ不足の人工林の間伐
4　危険木の伐採

２０３０広島県農林水産業アクションプログラム

本県では、令和８年10月に定めた「安心▷誇り▷挑戦　ひろしまビジョン」に基づき、２０３０広島県農林水産業アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を11月に定め、農林水産業の各分野において30年後のあるべき姿の実現に向けた今後５年間の取組内容を設定し、持続可能な農林水産業の確立を目指しています。

➢ 農林水産業における生産体制の再構築（林業分野）

○ 森林資源経営サイクルの構築

県内人工林約14万haのうち、資源循環林４万haにおいて、林業経営適地の集約化が進められ、経営力の高い林業経営体により、年間40万㎥の県産材が安定的に生産される持続的な経営が開始されている状態を目指す。

○ 森林資源利用フローの推進

年間40万㎥の県産材が、生産から流通、加工、利用まで効率的に流れ、社会において有効な資源として利活用されている状態を目指す。

➢ 防災力の強化と公益的機能の維持・発揮（森林保全分野）

○ 山地災害防止に向けた取組

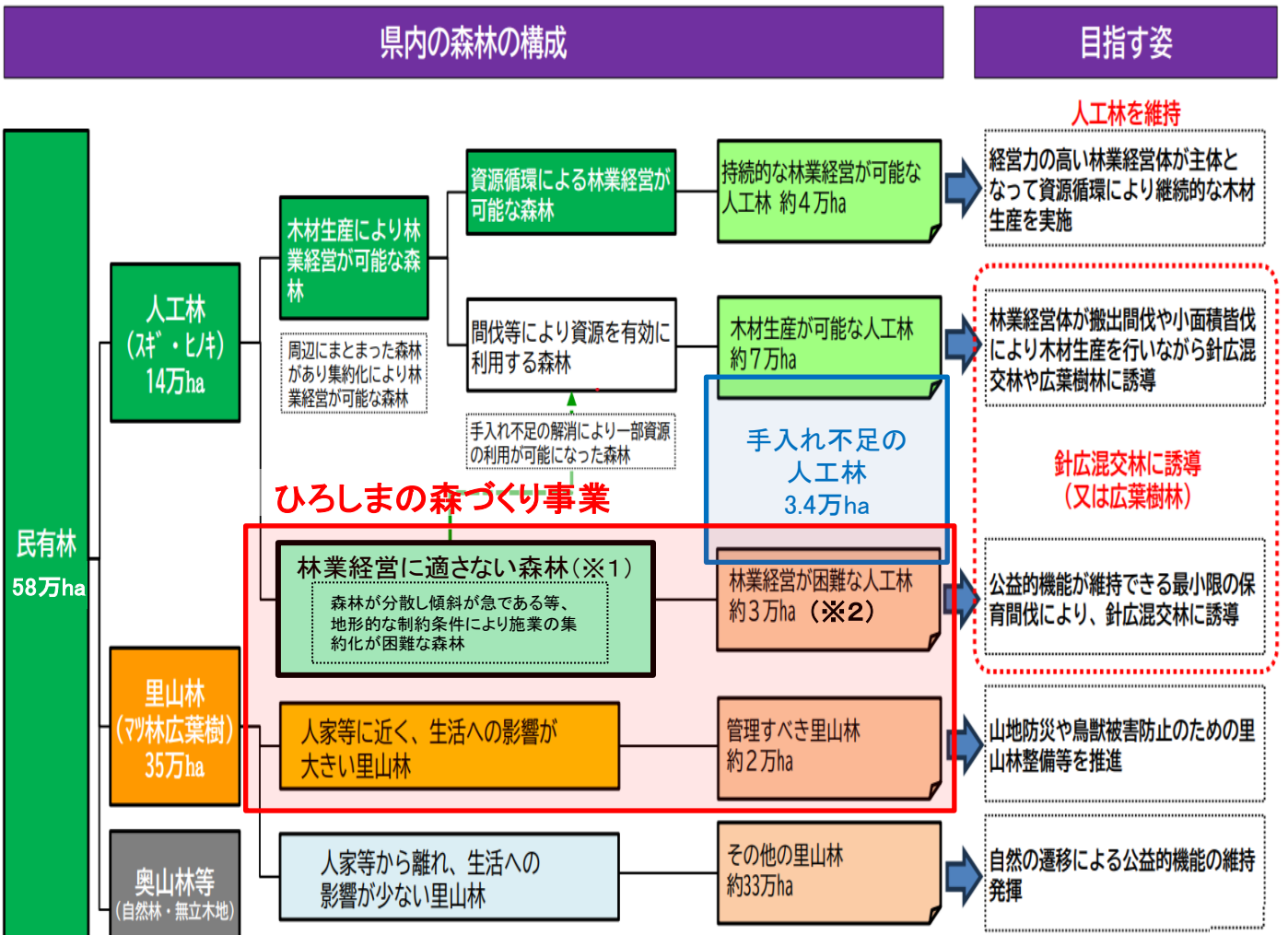
効率的かつ効果的な治山施設の整備や、既存施設の老朽化対策を進めることで、山地災害が未然に防止され、県民への影響が減少している状態を目指す。

○ 森林の公益的機能の維持

人工林や里山林において、荒廃すると県民生活への影響が大きい箇所を中心に、間伐などの森林整備や保全活動が進み、森林の持つ公益的機能が維持・発揮されている状態を目指す。

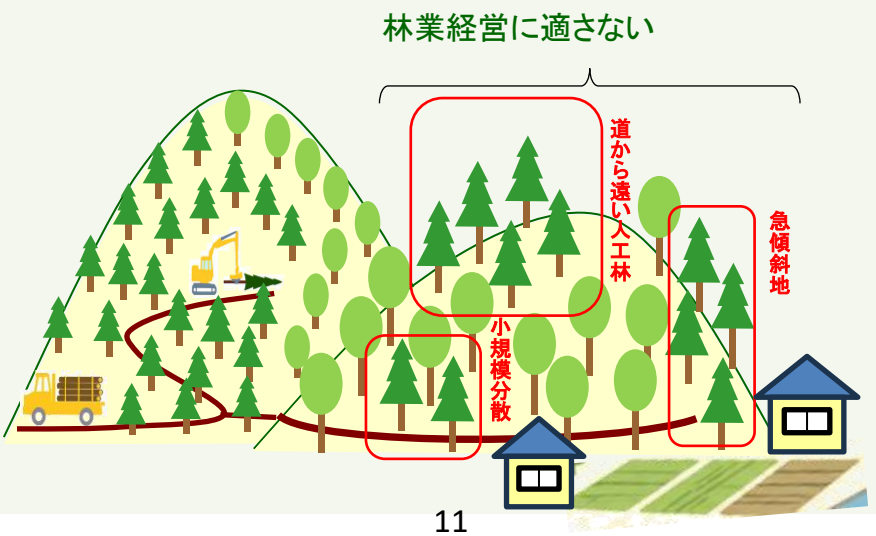
本県の森林・林業施策の体系図

アクションプログラムにおける本県の森林資源別の施策体系は次のとおりであり、人工林のうち林業経営に適さない森林や、里山林のうち人家等に近く、生活への影響が大きい森林については、ひろしまの森づくり事業を活用して適切に整備し、針広混交林等に誘導することで、森林の公益的機能の維持・発揮を図ります。



※1　林業経営に適さない森林（人工林）：道路から遠い、急傾斜地、小規模分散

※2　林業経営が困難な人工林のうち、所有者の施業意思があるものについて、森づくり事業で実施する。



第６章　第４期の課題への対応について

課題解決に向けた対応方針

森林を取り巻く環境の変化、県民アンケート調査結果及びアクションプログラムに示した基本方針を踏まえて、第４期の取組の検証から抽出された課題の解決に向けた対応方針を次のとおり整理しました。

第４期区分	第４期の課題	対応方針
Ⅰ 人工林対策	➢ 依然として県民生活への影響が大きい手入れ不足の人工林が多く存在している。 ➢ 森林の境界確認や所有者の所在等の確認が必要な人工林が増えており、間伐の実施面積が年々減少している。	● 手入れ不足の人工林のうち、荒廃すると県民生活への影響が大きい森林の間伐を推進する。 ● リモートセンシング技術等を活用した施業候補地や森林境界の明確化のほか、施業同意が必要な森林所有者等の探索・交渉を支援する。
Ⅱ 里山林対策	➢ 里山林は県内に約35万haと広く分布しており、全てを管理することは困難となっている。 ➢ 里山林は樹種や成立本数など森林の状況が多様であり、伐採等の施業に手間やコストがかかっていることから、整備目的に応じた施業方法の確立が求められている。 ➢ 特に中山間地域において、過疎化や高齢化などにより地域住民団体の活動が停滞し、森林整備後の里山林の保全・管理体制の維持に懸念が生じている。	● 民家や農地などの保全対象の有無を勘案し、県民生活への影響が大きい里山林を抽出した上で、優先して整備すべき区域を推定し、着実に里山林整備を推進する。 ● 里山林整備における目的ごとの施業ガイドラインを作成し、里山林保全活動団体（地域住民団体や森林ボランティア団体等）や林業事業体などに周知することで、効果的で効率的な整備を推進する。 ● 里山林保全活動団体に対して、資機材支援や安全技術の習得に向けた支援のほか、情報交換や人材育成のための団体間の連携体制の構築を推進する。
Ⅲ 森林資源の利用促進	➢ 住宅分野において、県産スギについては梁・桁、柱としての利用が増えつつあるものの、県内における木材生産量が増加している県産ヒノキについては土台以外への利用が広がっていないなど、変化する木材生産量に応じた安定的な需要確保が課題である。	● 県産材の生産状況に応じた需要の確保を図るため、住宅分野における県産材利用を支援する。
Ⅳ 県民理解の促進	➢ これまでの広報活動により、「ひろしまの森づくり県民税」や「ひろしまの森づくり事業」のことを少し知っている層は増えたものの、一時的な認知や浅い認知にとどまっており、取組認知度は横這いで推移している。 ➢ 第４期の４年間では、森林・林業体験活動の開催件数及び参加人数は、少子化や夏の酷暑などの気象条件等により減少傾向にある。	● 森林の重要性や森づくり県民税を活用した取組内容、森林・林業体験活動の開催等を広く周知する広報活動の実施により、森づくり事業などに対する県民のより深い認知と行動変容を促す。 ● 森林・林業体験活動の実施団体間の情報交換や人材育成のための連携体制の構築、活動フィールドの確保など、より魅力ある体験学習等の開催を推進する。

今後の必要な取組等

アクションプログラムに基づき、森林の公益的機能の維持・発揮を推進するため、前頁に示す第４期の課題と対応方針を踏まえ、４つの施策方針のもと、主に次の取組を推し進める必要があります。

- 手入れ不足の人工林のうち、荒廃すると山地災害の発生など県民生活への影響が大きい森林の間伐を推進する。
- 民家や農地などの保全対象の有無を勘案し、県民生活への影響が大きい里山林を優先して、着実に里山林整備を推進する。
- 県産材利用を標準仕様に設定した住宅建築事業者等を対象に、安定的な県産材の需要確保に向けた取組を支援する。
- 森づくりに対する県民のより深い認知や、体験活動への参加などの段階的な行動変容を促す。

これらの取組は、これまでの「ひろしまの森づくり事業」を継続して実施することが最適であると考えています。各取組の所要額は、県民アンケートの調査結果を踏まえ、実施期間を５年間に設定したうえで、これまでの実績や取組規模等を勘案して推計すると、45億円となります。

区分	今後の必要な取組	対象		所要額（第４期実績見込額）
		森林	人・法人	
Ⅰ 人工林対策	○手入れ不足の人工林のうち、荒廃すると県民生活への影響が大きい森林の間伐 ○針広混交林等への段階的な誘導 ○整備に必要な森林作業道の開設・補修 ○整備に必要な森林境界の明確化及び森林所有者等の探索・交渉	●林業経営に適さない人工林 ●保全対象から250m未満かつ傾斜20度以上の人工林 ●水土保全の観点から特に手入れが必要な人工林	●施業意思がある森林所有者	15億円 (15.3)
Ⅱ 里山林対策	○県民生活への影響が大きい里山林を中心とした、整備目的や課題に応じた効果的な里山林整備 ○他地域への波及が見込まれる里山林整備、または伐採木の利活用や森林・林業体験活動などと併せた複合的な里山林整備 ○松くい虫、ナラ枯れ被害などの原因となる森林病害虫のまん延防止	●人家等の近くにあり、地域住民が課題を抱えている里山林 ●山地災害危険地区のほか、地域のランドマークや森林活動フィールドとなる里山林	●里山林保全活動団体　等 ●市町	22億円 (21.3)
	○里山林保全活動団体への資機材支援や安全技術の習得に向けた支援 ○情報交換や人材育成のための団体間の連携体制の構築			2億円 (2.2)
Ⅲ 森林資源の利用促進	○県産材の生産状況に応じた需要の確保を図るため、住宅分野における県産材利用を支援	―	●住宅建築事業者	3億円 (3.7)
Ⅳ 県民理解の促進	○森林・林業体験活動の推進 ○森づくり事業などに対する県民のより深い認知と行動変容を促す広報	―	●県民全体	3億円 (3.8)
合　計				45億円

- 上記財源を安定的に確保するため、「ひろしまの森づくり県民税」の継続が必要

第７章　ひろしまの森づくり県民税について

「ひろしまの森づくり県民税」は、県土の保全や水源かん養等の生活環境の形成など、すべての県民が享受している森林の公益的機能の重要性に鑑み、県民の理解と協力のもとで、森林を県民全体で守り、育てる施策の財源に充てることを目的として、平成19年度に創設されました。

森林の公益的機能の恩恵は県民に広く及ぶことから、この「ひろしまの森づくり県民税」は、県民全体で広く・等しく分担するという考え方に基づいて、県民税均等割の超過課税方式により課税し、年間９億円前後の税収により、第４期までの「ひろしまの森づくり事業」の貴重な財源となっています。

次期「ひろしまの森づくり事業」として来年度以降に取り組んでいく施策を実施するためには、引き続き安定した財源の確保が必要であり、その財源として、これまでと同様に、県民の皆様に広く「ひろしまの森づくり県民税」の御負担をお願いしたいと考えています。

また、税率については、次期「ひろしまの森づくり事業」における所要額（令和９年度から令和13年度までの５年間で45億円）と同程度の税収が見込めることや、県民アンケート調査における回答結果などを踏まえ、現行と同様の税率を考えています。

<table>
<tr><th>項　目</th><th colspan="2">ひろしまの森づくり県民税の内容</th></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="2">県土の保全や水源のかん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、県民や企業の皆様に広く負担をお願いし、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進する。</td></tr>
<tr><td>課税方式</td><td colspan="2">個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式</td></tr>
<tr><td rowspan="2">納める人</td><td>個人</td><td>■毎年１月１日現在で県内に住所がある人
■県内に事務所、事業所、家屋敷を持っている人で、その市町内に住所のない人
【非課税対象者】
・生活保護法による生活扶助受給者
・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の者
・前年の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の者</td></tr>
<tr><td>法人</td><td>■毎年１月１日現在で県内に事務所、事業所などを持っている法人
■県内に事務所などを持っている法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものなど</td></tr>
<tr><td rowspan="2">納める額
（税率）</td><td>個人</td><td>■年額　500円（現行の均等割額に500円を加算）</td></tr>
<tr><td>法人</td><td>■年額　均等割額の５％相当額
<table>
<tr><th>資本金等の額</th><th>ひろしまの森づくり県民税</th><th>均等割額</th></tr>
<tr><td>50億円超</td><td>年額　40,000円</td><td>年額　800,000円</td></tr>
<tr><td>10億円超～50億円以下</td><td>年額　27,000円</td><td>年額　540,000円</td></tr>
<tr><td>1億円超～10億円以下</td><td>年額　6,500円</td><td>年額　130,000円</td></tr>
<tr><td>1千万円超～1億円以下</td><td>年額　2,500円</td><td>年額　50,000円</td></tr>
<tr><td>1千万円以下</td><td>年額　1,000円</td><td>年額　20,000円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">課税の期間
（第5期）</td><td>個人</td><td>■令和９年度分～令和13年度分</td></tr>
<tr><td>法人</td><td>■令和９年４月１日～令和14年３月31日の間に開始する各事業年度分</td></tr>
</table>

第８章　次期（第５期）における推進方針について

取組の方針

次期の「ひろしまの森づくり事業」は、県民アンケート調査において、山地災害を軽減する森林整備や危険木の伐採等の地域の暮らしを守る対応へのニーズが高かったことを踏まえ、目指す姿を「多様なつながりで地域を守る県民主体の森づくりの推進」と定め、第６章で整理した取組を反映させた次の方針に基づき、５年間継続して取り組んでいくこととします。

【　第５期 ひろしまの森づくり事業の推進方針　】

目指す姿	施策区分	取組の方針	取組のポイント
森林の有する公益的機能の維持・発揮 （多様なつながりで地域を守る県民主体の森づくりの推進）	Ⅰ　人工林対策	● 手入れ不足の人工林のうち、荒廃すると山地災害の発生など県民生活への影響が大きい森林の整備を推進する。 ● 森林境界の明確化や、施業同意が必要な森林所有者等の探索・交渉など、施業に向けた手続きの円滑化を図る。	➢ 県民生活への影響が大きい森林を、保全対象から250m未満かつ傾斜20度以上とし、水土保全の観点から特に手入れが必要な人工林を含め、優先して間伐を実施する。 ➢ リモートセンシング技術等を活用した森林の解析情報や技術を市町に提供し、施業候補地の抽出や森林境界の明確化を図るとともに、森林所有者等の探索・交渉を支援する。
	Ⅱ　里山林対策	● 民家や農地などの保全対象の有無を勘案し、県民生活への影響が大きい里山林を優先して、着実に里山林整備を推進する。 ● 目的に応じた里山林の整備方法の普及により、効果的で効率的な里山林整備を推進する。 ● 里山林保全活動団体（地域住民団体や森林ボランティア団体等）への支援や団体間の連携体制の構築により、活動エリアの拡大や技能の向上を図る。	➢ 民家や農地などの保全対象の林縁や、山地災害危険地区、地域のランドマークとなる森林や森林活動フィールドなど、優先して整備すべき里山林の範囲を絞り込む。 ➢ 里山林整備ガイドラインを里山林保全活動団体や林業事業体に提示し、目的に応じた施業や整備後の維持管理を推進するほか、他地域のモデルとなる適切な里山林整備を支援する。 ➢ 里山林保全活動団体の活動規模等を把握するとともに、団体間の意見交換会や交流会等の開催支援を通じて、県内各地域への活動の波及を図る。
	Ⅲ　森林資源の利用促進	● 木造建築物における県産材利用を通じた森林資源の循環利用を促進し、森林の適正管理と森林整備を推進する。 ● 県産材利用を標準仕様に設定した住宅建築事業者等を対象に、変化する木材生産量に応じた県産材の需要を安定的に確保する仕組みを構築する。	➢ 県産材の利用を促進することにより、地域の森林保全に貢献する。 ➢ 県産材の生産状況に応じた需要の確保を図るため、住宅分野における県産材利用を支援する。
	Ⅳ　県民理解の促進	● 森づくり事業などに対する県民のより深い認知や、体験活動への参加などの段階的な行動変容を促す。 ● 森づくりに係る体験学習等の魅力向上と取組拡大に向け、森林・林業体験活動の実施団体間の情報交換や指導者の育成等を推進する。	➢ 森林・林業体験活動が、森づくり県民税の活用により実施されていることや、その取組紹介、開催案内など、県民の参加を促す広報を展開する。 ➢ 森林・林業体験活動の実施団体間の意見交換会等による好事例の共有や指導者の育成のほか、活動フィールドの確保に向けた支援等により、活動の活発化を図る。

具体的な取組内容

Ⅰ　人工林対策

1　取組の方針

手入れ不足の人工林のうち、荒廃すると山地災害の発生など県民生活への影響が大きい森林の整備を推進する。また、整備実施に必要な森林境界の明確化や、施業同意が必要な森林所有者等の探索・交渉など、施業に向けた手続きの円滑化を図る。

2　取組のポイント

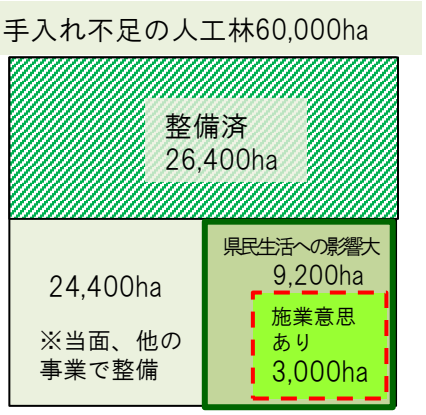
- 県民生活への影響が大きい森林を、保全対象から250m未満かつ傾斜20度以上とし、水土保全の観点から特に手入れが必要な人工林を含め、優先して間伐を実施する。
- リモートセンシング技術等を活用した森林の解析情報や技術を市町に提供し、施業候補地の抽出や森林境界の明確化を図るとともに、森林所有者等の探索・交渉を支援する。

3　取組の対象

●対象森林：手入れ不足の人工林のうち、荒廃すると県民生活への影響が大きい森林

●対象者：施業意思がある森林所有者

保全対象からの距離 ／ 林地の傾斜	250m未満	250m以上
20度以上	【対象】 荒廃すると県民生活への影響が大きい人工林	【対象外】 ※水土保全の観点から特に必要な場合は適宜整備
20度未満		



4　成果目標の設定

成果目標	現状値（R７）	目標値（R９～13）
手入れ不足の人工林の間伐面積（ha/年）	549ha/年	600ha/年

5　主な取組内容

15年（保安林等は10年）以上手入れがされずに放置されている16年生以上のスギ・ヒノキ人工林のうち、県民生活への影響が大きい箇所について間伐を実施する。

区分		取組内容
（補）環境貢献林整備事業	人工林の間伐	• 手入れがなされず放置され、早期に整備が必要な人工林について、下層植生や根系の発達、樹木の生長を促すための間伐を行い、健全な人工林に誘導する。 • 森林が分散し傾斜が急であるなど林業経営が困難な人工林について、森林機能が維持できるよう針広混交林や複層林など階層構造の発達した森林へ誘導する。
	被害木の処理	強風や大雪などにより被害を受け、公益的機能の発揮が阻害されている人工林について、被害木を処理し、公益的機能を回復する。
	森林作業道の整備	森林の整備に必要となる森林作業道や、付帯する木製構造物を整備する。
	簡易な木製構造物の設置	
	事業推進費	森林所有者への森林整備の働きかけや境界明確化、リモートセンシング技術やAIの活用など、上記事業を推進するために要する取組を推進する。

（補）：補助金事業

Ⅱ　里山林対策

1　取組の方針

民家や農地に近いなど県民生活への影響が大きい箇所を絞り込み、優先して里山林整備を進めるとともに、目的に応じた効果的・効率的な整備を推進する。

また、里山林保全活動団体（地域住民団体や森林ボランティア団体等）への支援や団体間の連携体制の構築により、活動エリアの拡大や技能の向上を図る。

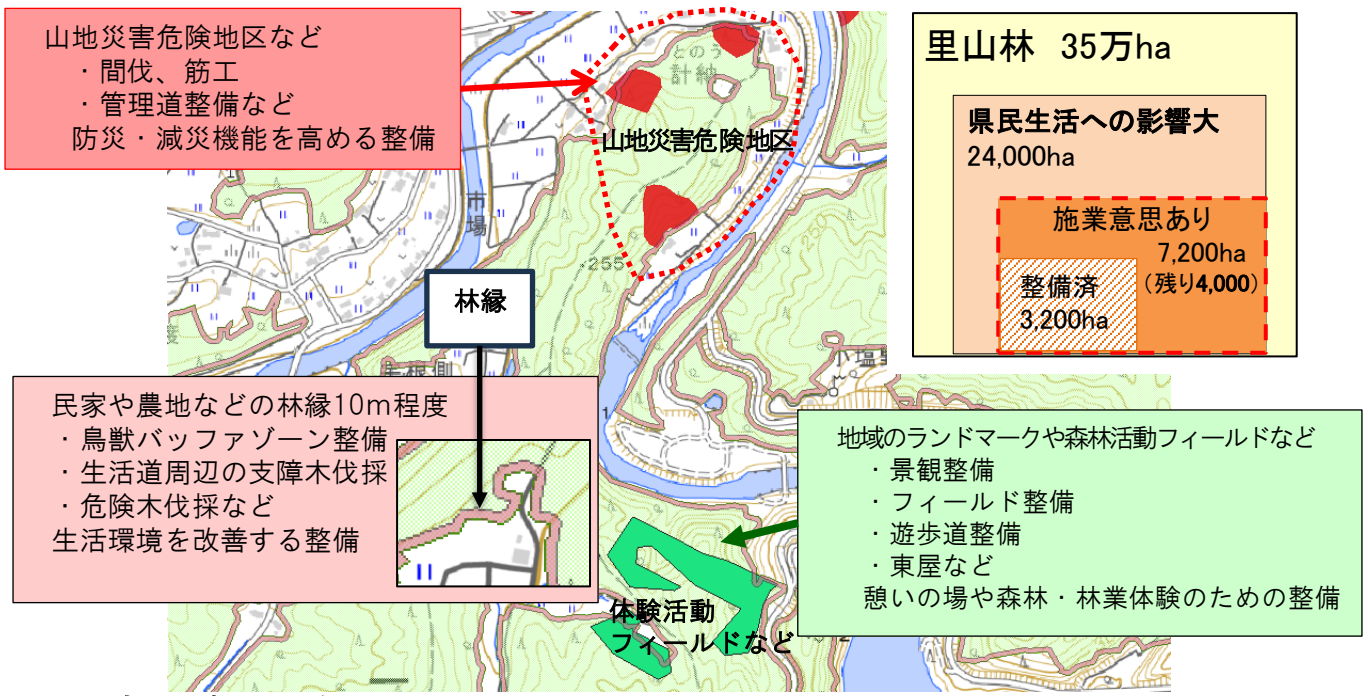
2　取組のポイント

- 民家や農地などの保全対象の林縁や、山地災害危険地区、地域のランドマークとなる森林や森林活動フィールドなど、優先して整備すべき里山林の範囲を絞り込む。
- 里山林整備ガイドラインを里山林保全活動団体や林業事業体に提示し、目的に応じた施業や整備後の維持管理を推進するほか、他地域のモデルとなる適切な里山林整備を支援する。
- 里山林保全活動団体の活動規模等を把握するとともに、団体間の意見交換会や交流会等の開催支援を通じて、県内各地域への活動の波及を図る。

3　取組の対象

●対象森林：人家等に近く、地域住民が課題を抱えている里山林及び地域のランドマークや森林活動フィールドとなる里山林

●対象者：里山林保全活動団体（地域住民団体・森林ボランティア団体等）、市町



4　成果目標の設定

成果目標	現状値（R７）	目標値（R13）
適切に整備されている里山林の面積（ha）	138ha	200ha

年度	R9	R10	R11	R12	R13	5か年計
目標整備面積(ha)	170	180	190	200	200	940

5　主な取組内容

里山林整備においては、ガイドラインに基づき、水土保全や保健休養といった公益的機能の回復・向上のための整備のほか、鳥獣被害防止や危険木伐採といった地域の課題解決のための整備など、目的別の森林整備を推進する。また、県が主体的に事業計画を審査する「県特認事業」では、計画に基づき複数年にわたり実施し、他地域への波及が見込まれる取組を推進する。



区分			取組内容
（交）里山林総合対策事業	里山林整備	水土保全型	山地災害の防止や洪水の緩和など、山地災害防止機能や水源涵養（かんよう）機能の向上を目的とした森林整備
		保健休養型	地域の安らぎの場となる森林の景観やランドマーク、森林と触れ合う場所を再生する森林整備
		鳥獣被害防止型	農業や生活上の被害をもたらす野生鳥獣の隠れ処を無くすための森林整備
		危険木等伐採型	人家裏や道路際など、枯死や被災等により倒木の恐れがある危険木や支障木の伐採
		竹林繁茂防止型	繁茂・拡大により生活環境に支障のある竹林の発生源対策や森林復旧のための整備
		その他里山林整備	上記のほか、地域住民の生活に悪影響を与えている森林の改善を図る整備
	里山林保全活動団体支援		里山林保全活動団体（地域住民団体や森林ボランティア団体など）の設立支援のほか、里山林の保全や活用を目的とした活動を支援
	事業推進費		事業推進にかかる説明会・講習会の開催経費、境界明確化等の経費など
（交）県特認事業	地域波及型里山林整備		市町を通して提案する実施主体の計画を県が審査し決定する次の事業 ①上記里山林整備のうち、いずれか若しくは複数の型に該当する整備で、計画に基づき複数年にわたり実施し、他地域への波及が見込まれるもの ②上記①に加えて、里山資源の活用や里山林保全活動団体の活動、森林・林業体験活動を複合的に実施するもの
（補）森林病害虫被害対策事業			松くい虫やナラ枯れなどの森林病害虫のまん延を防止するための被害木の駆除や薬剤処理等の防除

（補）：補助金事業、（交）：交付金事業

Ⅲ　森林資源の利用促進

1　取組の方針

木造建築物における県産材利用を通じた森林資源の循環利用を促進し、森林の適正管理と森林整備を推進する。

そのため、県産材利用を標準仕様に設定した住宅建築事業者等を対象に、変化する木材生産量に応じた県産材の需要を安定的に確保する仕組みを構築する。



県産ヒノキの柱材



県産スギの床材、天井材

2　取組のポイント

- 県産材の利用を促進することにより、地域の森林保全に貢献する。
- 県産材の生産状況に応じた需要の確保を図るため、住宅分野における県産材利用を支援する。

3　取組の対象

●対象者：　住宅建築事業者

区分		取組内容
住宅建築事業者の規模	県内の住宅着工10棟/年以上の住宅建築事業者	製材工場と連携し、住宅建築事業者に対する協定締結等による安定供給を含めた県産材利用の提案を実施し、住宅建築事業者が県産材を利用する。
	全国で展開する住宅建築事業者	
	県内の住宅着工10棟/年未満の住宅建築事業者	

4　成果目標の設定

県産材の利用拡大を行うことにより、林業経営を後押しし、木材利用を通じた森林の整備を拡大させる。

成果目標	現状値（R7）	目標値（R13）
木造建築物における県産材利用量（※）（原木ベース）	8.6万㎥	8.8万㎥

※ 住宅、住宅以外及び家具等を含めた数値

5　主な取組内容

区　　分	取組内容
(補)県産材消費拡大支援事業	県産材の生産状況に応じた需要の確保を図るため、住宅分野における県産材利用を支援する。

(補)：補助金事業

Ⅳ　県民理解の促進

1　取組の方針

森づくり事業などに対する県民のより深い認知や、体験活動への参加などの段階的な行動変容を促す。また、森づくりに係る体験学習等の魅力向上と取組拡大に向け、森林・林業体験活動の実施団体間の情報交換や指導者の育成等を推進する。

2　取組のポイント

- 森林・林業体験活動が、森づくり県民税の活用により実施されていることや、その取組紹介、開催案内など、県民の参加を促す広報を展開する。
- 森林・林業体験活動の実施団体間の意見交換会等による好事例の共有や指導者の育成のほか、活動フィールドの確保に向けた支援等により、活動の活発化を図る。

3　取組の対象

●対象者（客体）：県民全体
●実施主体：県、森林・林業体験活動団体　ほか

県内の森づくり活動を広報（実施：県）



森林・林業体験活動の実施（森林・林業体験活動団体）


指導者向けの木登り講習会


商業施設での木育

4　成果目標の設定

成果目標	現状値（R７）	目標値（R13）
森林・林業体験活動等への参加人数	20,041人／年	25,000人／年

5　主な取組内容

区分	取組内容
（交）里山林総合対策事業 ［森林・林業体験活動支援］	森林の機能や林業の現状・役割について学ぶ森林・林業体験学習の開催支援や、木材に触れ合う機会となる木育活動への支援、実施主体が行う森づくり県民税活用のPRなど
（交）県特認事業 ［森林・林業体験活動支援］	広域的な取組を推進するため、市町域を越えて都市と山村が連携して取り組む森林・林業体験学習の支援、実施主体が行う森づくり県民税活用のPRなど
（県）広報事業	森林の重要性や森づくり県民税を活用した取組内容、森林・林業体験活動の開催など、森づくりに対する県民の深い認知と行動変容を促す広報活動

（交）：交付金事業、（県）：県が実施する事業

事業名一覧

次期（第５期）における施策区分ごとの事業構成は次のとおりとしました。

森林の有する公益的機能の維持・発揮

施策区分	今期（第４期）計画		次期（第５期）計画	
	～地域の暮らしを守る県民参加の森づくりの推進～		～多様なつながりで地域を守る県民主体の森づくりの推進～	
	事業名		事業名	
人工林対策	（補）環境貢献林整備事業	人工林健全化 針広混交林化 被害木の処理 森林作業道の整備 簡易な木製構造物の設置 事業推進費	（補）環境貢献林整備事業	人工林の間伐 環境貢献林整備 針広混交林等への誘導 被害木の処理 付帯作業 森林作業道の整備 簡易な木製構造物の設置 事業推進費
里山林対策	（交）里山林整備事業	環境改善型 防災・減災型 鳥獣被害防止型 事業推進費	（交）里山林総合対策事業	里山林整備：水土保全型／保健休養型／鳥獣被害防止型／危険木等伐採型／竹林繁茂防止型／その他里山林整備 里山林保全活動団体支援 事業推進費
	（交）里山保全活用支援事業			
	（交）特認事業［地域資源保全活用事業］ （交）特認事業［里山防災林整備事業］ （交）特認事業［里山林課題解決推進事業］		（交）県特認事業	地域波及型里山林整備 県が審査し決定する次の事業 ①上記里山林整備のうち、いずれか若しくは複数の型に該当する整備。（複数年にわたり実施、他地域への波及が見込まれる） ②①に加えて、里山資源の活用や里山林保全活動団体の活動、森林・林業体験活動を複合的に実施
	（補）森林病害虫被害対策事業		（補）森林病害虫被害対策事業	
森林資源の利用促進	（補）県産材消費拡大支援事業		（補）県産材消費拡大支援事業	
県民理解の促進	（交）森林・林業体験活動支援事業 （交）特認事業（森林・林業体験活動支援事業）		（交）里山林総合対策事業 （交）県特認事業	森林・林業体験活動支援 森林・林業体験活動支援
	（県）広報事業		（県）広報事業	
	（交）特認事業［その他］			

事業の位置づけの明確化

整備目的ごとに県が示すガイドラインに基づく施業に誘導

県が主導し、他地域への波及が見込まれる取組に重点化

県産材の生産状況に応じた利用に誘導

体験活動への参加など、県民の行動変容を促す取組に重点化

（補）：補助金事業、（交）：交付金事業、（県）：県が実施する事業

参考　他府県の独自課税の状況について

府県名（37府県）	名　　称	税率（年間）		導入時期（上程議会）	課税期間又は見直し期間	継続状況	
		個人	法人（均等割額の上乗せ）				
岩手県	いわての森林づくり県民税	１,０００円	１０％	H18.４月（H17.12月議会）	５年	Ⅴ期	R８年４月～ R13年３月
宮城県	みやぎ環境税	１,２００円	１０％	H23.４月（H22.２月議会）	５年	Ⅳ期	R８年４月～ R13年３月
秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	８００円	８％	H20.４月（H19.11月議会）	概ね５年	Ⅳ期	R５年４月～ R10年３月
山形県	やまがた緑環境税	１,０００円	１０％	H19.４月（H18.12月議会）	５年	Ⅳ期	R4年４月～ R９年３月
福島県	ふくしま森林づくり県民税	１,０００円	１０％	H18.４月（H17.２月議会）	５年	Ⅴ期	R８年４月～ R13年３月
茨城県	森林湖沼環境税	１,０００円	１０％	H20.４月（H19.12月議会）	概ね５年	Ⅳ期	R4年４月～ R９年３月
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	７００円	７％	H20.４月（H19.６月議会）	１０年（５年見直し）	Ⅱ期	R５年４月～ R10年３月
群馬県	ぐんま緑の県民税	７００円	７％	H26.４月（H25.２月議会）	５年	Ⅲ期	R6年４月～ R11年３月
神奈川県	水源環境保全税	均等割：３００円 所得割：0.025%	―	H19.４月（H17.９月議会）	５年	Ⅳ期	R4年４月～ R９年３月
富山県	水と緑の森づくり税	５００円	５～１２．５％	H19.４月（H18.９月議会）	５年	Ⅳ期	R４年４月～ R９年３月
石川県	いしかわ森林環境税	５００円	５％	H19.４月（H18.12月議会）	５年	Ⅳ期	R４年４月～ R９年３月
山梨県	（通称）山梨県森林環境税	５００円	５％	H24.４月（H23.９月議会）	概ね５年	Ⅲ期	R４年４月～ R９年３月
長野県	長野県森林づくり県民税	５００円	５％	H20.４月（H19.11月議会）	５年	Ⅳ期	R５年４月～ R10年３月
岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	１,０００円	１０％	H24.４月（H23.12月議会）	５年	Ⅲ期	R４年４月～ R９年３月
静岡県	静岡県森林(もり)づくり県民税	４００円	５％	H18.４月（H17.12月議会）	５年	Ⅴ期	R８年４月～ R13年３月
愛知県	あいち森と緑づくり税	５００円	５％	H21.４月（H20.２月議会）	１０年（５年見直し）	Ⅱ期	H31年４月～ R11年３月
三重県	みえ森と緑の県民税	１,０００円	１０％	H26.４月（H25.２月議会）	概ね５年	Ⅲ期	R６年４月～ R11年３月
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	８００円	１１％	H18.４月（H17.７月議会）	概ね５年	Ⅴ期	R８年４月～ R13年３月
京都府	豊かな森を育てる府民税	６００円	―	H28.４月（H27.12月議会）	５年	Ⅲ期	R８年４月～ R13年３月
大阪府	森林環境税	３００円	―	H28.４月（H27.９月議会）	概ね４年	Ⅲ期	R６年４月～ R10年３月
兵庫県	県民緑税	８００円	１０％	H18.４月（H17.２月議会）	５年	Ⅴ期	R８年４月～ R13年３月
奈良県	森林環境税	５００円	５％	H18.４月（H17.２月議会）	５年	Ⅴ期	R８年４月～ R13年３月
和歌山県	紀の国森づくり税	５００円	５％	H19.４月（H17.12月議会）	５年	Ⅳ期	R４年４月～ R９年３月
鳥取県	豊かな森づくり協働税	５００円	５％	H17.４月（H16.２月議会）	導入時 ３年 それ以降 ５年	Ⅴ期	R５年４月～ R10年３月
島根県	水と緑の森づくり税	５００円	５％	H17.４月（H16.12月議会）	５年	Ⅴ期	R７年４月～ R12年３月
岡山県	おかやま森づくり県民税	５００円	５％	H16.４月（H15.11月議会）	５年	Ⅴ期	R６年４月～ R11年３月
広島県	ひろしまの森づくり県民税	５００円	５％	H19.４月（H18.12月議会）	５年	Ⅳ期	R４年４月～ R９年３月
山口県	やまぐち森林づくり県民税	５００円	５％	H17.４月（H17.２月議会）	５年	Ⅴ期	R７年４月～ R12年３月
愛媛県	森林環境税	７００円	７％	H17.４月（H16.12月議会）	５年	Ⅴ期	R７年４月～ R12年３月
高知県	森林環境税	５００円	５００円	H15.４月（H15.２月議会）	５年	Ⅴ期	R５年４月～ R10年３月
福岡県	福岡県森林環境税	５００円	５％	H20.４月（H18.12月議会）	15年を目途（必要がある場合は見直し）	Ⅱ期	R５年４月～ R10年３月
佐賀県	佐賀県森林環境税	５００円	５％	H20.４月（H19.11月議会）	５年	Ⅳ期	R５年４月～ R10年３月
長崎県	ながさき森林環境税	５００円	５％	H19.４月（H18.11月議会）	５年	Ⅳ期	R４年４月～ R９年３月
熊本県	熊本県水とみどりの森づくり税	５００円	５％	H17.４月（H17.２月議会）	５年	Ⅴ期	R７年４月～ R12年３月
大分県	おおいた森づくり税	５００円	５％	H18.４月（H17.２月議会）	５年	Ⅴ期	R８年４月～ R13年３月
宮崎県	水と緑の森林づくり税	５００円	５％	H18.４月（H18.２月議会）	５年	Ⅴ期	R８年４月～ R13年３月
鹿児島県	みんなの森づくり県民税	５００円	５％	H17.４月（H16.６月議会）	５年	Ⅳ期	R７年４月～ R12年３月